相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市高村二六番地、最後の住所神奈川県平塚市高村二六番地高村団地二〇―四〇六　被相続人　亡　上妻　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

神奈川県平塚市紅谷町三番三号　本陣ビル二階　湘南平塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大木秀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市松栄町一丁目五番地二、最後の住所愛知県刈谷市松栄町一丁目五番地二キャスリオン松栄三〇二号　被相続人　亡　細川　孝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

愛知県豊田市西町六―五六コーポ松井ビル二階豊田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井悠一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区新道二丁目一三〇一番地、最後の住所愛知県北名古屋市九之坪石ノ戸五四番地　被相続人　亡　半谷　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル五階Ｂ号室ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　濵　尚行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル五階Ｂ号室ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　濵　尚行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区新道二丁目一三〇一番地、最後の住所愛知県北名古屋市九之坪石ノ戸五四番地　被相続人　亡　半谷　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル五階Ｂ号室ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　濵　尚行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区新道二丁目一三〇一番地、最後の住所愛知県北名古屋市九之坪石ノ戸五四番地　被相続人　亡　半谷　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　悠太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市寺方元町一丁目九番地一、最後の住所大阪府守口市寺方元町一丁目一一番二号　被相続人　亡　川端　建次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階

相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所岡山県玉野市槌ケ原一三四一番地　被相続人　亡　高橋　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

岡山市中区清水二丁目五番二二号

相続財産管理人　大瀧　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市来春四〇二番地、最後の住所福岡県朝倉市甘木一八四七番地一　恵比須ビル二〇一号　被相続人　亡　古賀　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

福岡県久留米市篠山町一二番地三パーク・ノヴァ久留米中央四〇五号

相続財産管理人　司法書士　松岡由起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市琴海戸根原町一五二三番地、最後の住所長崎県長崎市琴海戸根町一〇八六番地　被相続人　亡　小山　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

長崎県長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　井上　恵梨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代郡氷川町野津四〇七八番地、最後の住所熊本県八代市島田町一二八三番地の一七　被相続人　亡　志水　伸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

事務所熊本県八代市松江町二八五番地一一階

相続財産管理人　司法書士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市南区奥古閑町二五一四番地、最後の住所熊本市南区奥古閑町二四八二番地二　被相続人　亡　奥村　慎二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

事務所熊本市南区島町三丁目八番二〇号

相続財産管理人　司法書士　山田　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県臼杵市大字諏訪一七二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平松　久生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

大分県臼杵市大字臼杵七二番地の二六八

相続財産管理人　司法書士　首藤　利光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字西有田五一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　白石　正直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

大分県日田市川原町一番三二号森法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　森　正憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区中十条三丁目二番、最後の住所鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘一丁目二一番五号　被相続人　亡　中嶋　嘉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十六日

事務所鹿児島県鹿児島市照国町一三番四一号　照国総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神川　洋一